

春日井市総合体育館案内板広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市総合体育館（以下「体育館」という。）内風除室に設置する案内板の提供について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「案内板」とは、体育館の利用者に利用案内、休館日、週間予定を伝える案内板をいう。

2 この要領において「提供者」とは、案内板を作成し市に納入する企業等をいう。

(設置場所)

第3条 案内板は、体育館の風除室内に設置する。

(制作上の注意事項)

第4条 提供者は、広告内容、色、形状、品質等の案内板の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に製作しなければならない。

(設置期間)

第5条 案内板の設置期間は、3年間とする。

(案内板の規格)

第6条 案内板の規格は、募集要項（以下「要項」という。）で定める。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、要綱第4条第1項第1号の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格とする。

(提供者の募集と選定方法)

第8条 提供者の募集方法等は別に要項で定めるものとし、前条により落札したものを提供者として決定する。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(提出書類)

第9条 第7条の入札に参加しようとする者は、事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）を別に要項で定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類に基づき審査し、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 市長は、第8条により提供者を決定したときは、提供者と案内板の提供に関する契約を締結する。

(行政財産目的外使用の許可)

第11条 前条により契約を締結した提供者は案内板への広告の掲載に当たり、春日井市財産管理規則第9条第1項に規定する行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

(提供者と広告主)

第12条 提供者は、広告主を募集し、その広告を掲載するときは、市長が指定する期日までに、春日井市総合体育館案内板広告掲載申込書(第3号様式)に広告原案を添えて取りまとめのうえ、市長に申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定)

第13条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、その掲載の可否を決定し、春日井市総合体育館案内板広告掲載決定通知書(第4号様式)により提供者に通知するものとする。

(広告の作成)

第14条 案内板に掲載する広告等は、提供者の負担で行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第15条 提供者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日井市総合体育館案内板広告掲載取消通知書(第5号様式)により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他広告掲載に特に支障があると市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第18条 提供者は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 提供者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(雑則)

第19条 この要領に定めのない事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年3月11日から施行する。